

令和3年2月市議会 教育厚生委員会資料

第54号議案 令和3年度長崎市一般会計補正予算（第1号）

目次

説明書
記載頁

【3款 民生費】

児童福祉システム整備費（3.2.1）…………… P 1～2（P16～17）

こども部

令和3年3月



予 算 説 明 書					事 業 名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
16～17	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	1-1	児童福祉システム 整備費	千円 15,839

1 概要

所得税法等の改正に伴い、児童手当等の支給に係る所得額の計算方法の見直し等が行われたこと、及び児童扶養手当法等の改正に伴い、障害基礎年金等の受給者の支給額算定等に変更が生じることから、児童手当等の支給事務を行っている児童福祉システム（以下「システム」という。）の改修を行うもの。

(1) 所得税法等の改正に伴うシステム改修

平成30年及び令和2年の所得税法等の改正に伴い、個人所得課税等の見直しが行われ、児童手当法施行令及び児童扶養手当法施行令の一部が改正され、令和3年1月1日に施行された。

このことにより、令和3年6月からの児童手当現況届の認定事務及び、令和3年8月からの児童扶養手当現況届の認定事務にかかる、所得額の計算方法を変更する必要があるため、システムの改修を行うもの。

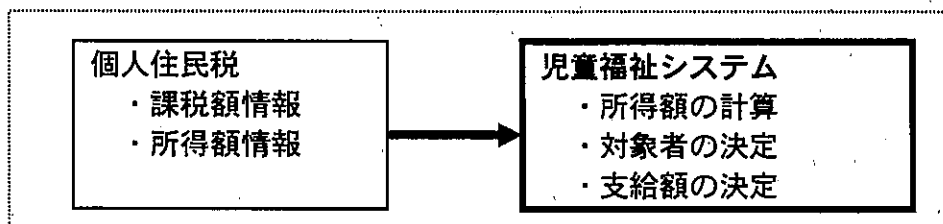
なお、ひとり親家庭等福祉医療においては、児童扶養手当法施行令で規定されている所得制限限度額を準用し、受給者の所得判定を行っているため、併せて改修を行う。

（対象：児童手当、児童扶養手当、ひとり親家庭等福祉医療費）

【所得税法等の改正に伴う見直し内容】

- ・個人所得課税の見直しに係る給与所得控除・公的年金等控除及び基礎控除の見直し
- ・低未利用土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設
- ・未婚のひとり親を対象とした控除の創設

（参考）審査のフロー図



(2) 児童扶養手当と障害基礎年金等の併給調整方法の見直しに伴うシステム改修

これまで、障害基礎年金等（※1）を受給している者は、障害基礎年金等の額が児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当は受給できなかったが、令和2年の児童扶養手当法等の改正に伴い、令和3年3月分（5月支給）から児童扶養手当の額と障害基礎年金等の子の加算部分の額との差額を、児童扶養手当として受給できるように見直されたことから、支給額の算定等に変更が必要なため、システムの改修を行うもの。

※1 国民年金法に基づく障害基礎年金、労働者災害補償保険法による障害補償年金等

2 改修内容等

(1) 所得税法等の改正に伴うシステムの改修内容

改修時期	主な改修内容
令和3年4月～5月	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税連携の変更 ・所得判定画面の変更 ・税照会画面の変更 ・税更正者一覧の変更

(2) 児童扶養手当と障害基礎年金等の併給調整方法の見直しに伴うシステムの改修内容

改修時期	主な改修内容
令和3年4月～8月	<ul style="list-style-type: none"> ・年金情報欄の変更 ・受給者台帳（帳票）の変更 ・現況届（帳票）の変更 ・福祉行政報告例資料（帳票）の変更

3 事業費内訳

(単位：千円)

	(1) 所得税法等の改正に伴うシステム改修	(2) 併給調整方法の見直しに伴うシステム改修	合計
委託料	6,421	9,418	15,839

4 財源内訳

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
補正前の額	千円 5,394	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 5,394
補正額	15,839	-	-	-	-	15,839
補正後の額	21,233	-	-	-	-	21,233